

北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対し毅然とした対処等を求める意見書

去る9月15日早朝、北朝鮮は首都平壤から中距離弾道ミサイル1発を発射し、8月に続き再び北海道上空を通過後、襟裳岬東方の太平洋上に落下させた。

北朝鮮ミサイルの我が国上空通過は今回で6回目、前回の弾道ミサイルより飛距離も約3700キロメートルまで伸び、米領グアムに届く射程に達している。

また、北朝鮮は9月3日に6回目の核実験を強行しており、国連安全保障理事会は同月11日、北朝鮮による今回の核実験や累次のミサイル発射に対し、石油供給制限まで踏み込んだ制裁決議を全会一致で決議したばかりであり、今回の発射は、当該決議に反抗する意味が込められていることは明らかである。

さらに北朝鮮は、たび重なるミサイル発射や核実験により、我が国の安心・安全を脅かすだけでなく、在日米軍基地への攻撃の示唆や威嚇及びグアム周辺海域への発射計画を表明し、東アジア地域の平和と安全に対し極めて危険な行動を繰り返すことにより、沖縄県民を初め国民に大きな不安を与えている。

これらの行動は、国連安保理決議や日朝平壤宣言に違反するとともに、六カ国協議共同声明の趣旨に反するものであり、国際社会のルールと秩序を踏みにじる挑発行為に対して、政府として毅然とした対応をとるべきである。

よって本県議会は、県民の不安の除去や生命・財産と生活環境を守る立場から、北朝鮮によるミサイル発射や核実験・核兵器開発に抗議するとともに、政府としてかかる挑発行動を断じて容認せず停止させるため、下記の事項に取り組むよう強く要請する。

記

- 1 軍事的衝突を回避するため対話と圧力による解決を図ること。
- 2 関係各国及び国際機関と協調した外交交渉によること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月27日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣	} 宛て
外 務 大 臣	
防 衛 大 臣	
沖縄及び北方対策担当大臣	